

## コメゆうパック差立オペレーションの実施について

### 1 概要

新潟県各地域における「コメゆうパック」の取扱い増加に対応するため、臨時運送施設を設定し、円滑かつ効率的な運送を確保する。

### 2 実施内容

別紙1－別紙4のとおり

### 3 実施機関

#### (1) 94地域

平成25年9月17日（火）～同年10月31日（木）

#### (2) 95地域

平成25年9月17日（火）～同年10月31日（木）

ただし、差立荷量の推移により延長する場合あり

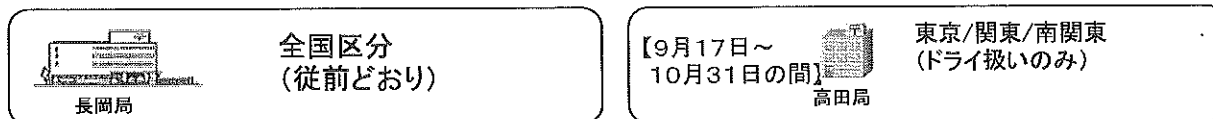
### 4 増強ダイヤグラム

添付のとおり

## 94地域：H25秋期特産品ゆうパック差立オペレーション概要

### 1 差立業務の一部移管

コメゆうパック等の差立荷量増加に対応するため、長岡局における差立業務の一部を、高田局に移管する。



**※この取扱いは「コメゆうパック」に限定するものではなく、特殊取扱を除く全てのドライゆうパックに適用する。**

### 2 集約イメージ

各地域区分拠点における受持地域一般局からのゆうパック(別紙2のとおり)。

### 3 区分方法

別紙3のとおり

### 4 運送便の増強

荷量の増加に対応するため、運送便の増強を実施する

また、「早い集荷(午前中集荷)へ向けた取り組み」及び、本社指示による「重量物ゆうパックの取扱い」に基づき、既定地域内上一便・既定回送便及び管外既定運送便を有効活用し、高額となる夜間帯の運送費削減・管外到着局における繁忙時間帯の業務緩和に取り組む。

【ポータルサイト掲載先】

信越

郵便業務情報(信越支社)

その他業務情報

注:輸送力不足への対応

常態的に既定便及び既定臨時便で輸送力が不足する場合や、大口差出予定等により突発的に荷量増加が見込まれる場合については、その情報を速やかに支社オペレーション部大口輸送担当に情報提供してください。特に大口差出情報は、「いつ、何が、どのくらい、どの方面に」差し出されるのかを把握してください。

### 5 運送便に関する遵守事項

サービスレベル確保のため、運送便について、次の事項を遵守する。

☆【遅発厳禁】既定便・既定臨時便の出発時刻は必ず厳守

☆【追送便厳禁】突発臨時便の開設は、既定便(既定臨時便)の前送便として開設

各支店からの最終上便既定時刻以降に到着した運送便積載分については、地域区分拠点(長岡局及び高田局)において管外あて結束しません(一部の延着ゆうパックのために、全体のサービスレベルを低下させることは行いません)。

注:最終上便に間に合わないゆうパックの取扱い

最終上便(定時出発)に間に合わないゆうパックについては、翌日扱いのサービスレベルになる旨、引受時にお客様へ説明した上で引受を行ってください。

また、当該ゆうパックについては、引受局等で保管し、翌日昼間帯に既定便又は臨時便で地域区分拠点へ輸送してください(当日中の輸送はしない)。

### 6 コメゆうパック取扱数等報告

来年度の輸送計画を作成する際に使用しますので、貴局の日別ゆうパック取扱個数及び差立パレット数(集配センター等含む)を報告してください。

報告様式(例)	別紙5(日別取りまとめ票)
報告期間	9月17日(火)～11月15日(金)分(左記の期間以外も、コメの引受が続く間はとりまとめてください。)
報告期限	毎日(前日の分を翌営業日正午までに報告)
報告先	日本郵便(株)信越支社オペレーション部大口輸送担当あて
報告方法	電子メール(st2-20130401.ii@jp-post.jp)

# 94地域：H25秋期特産品ゆうパック差立オペレーション計画

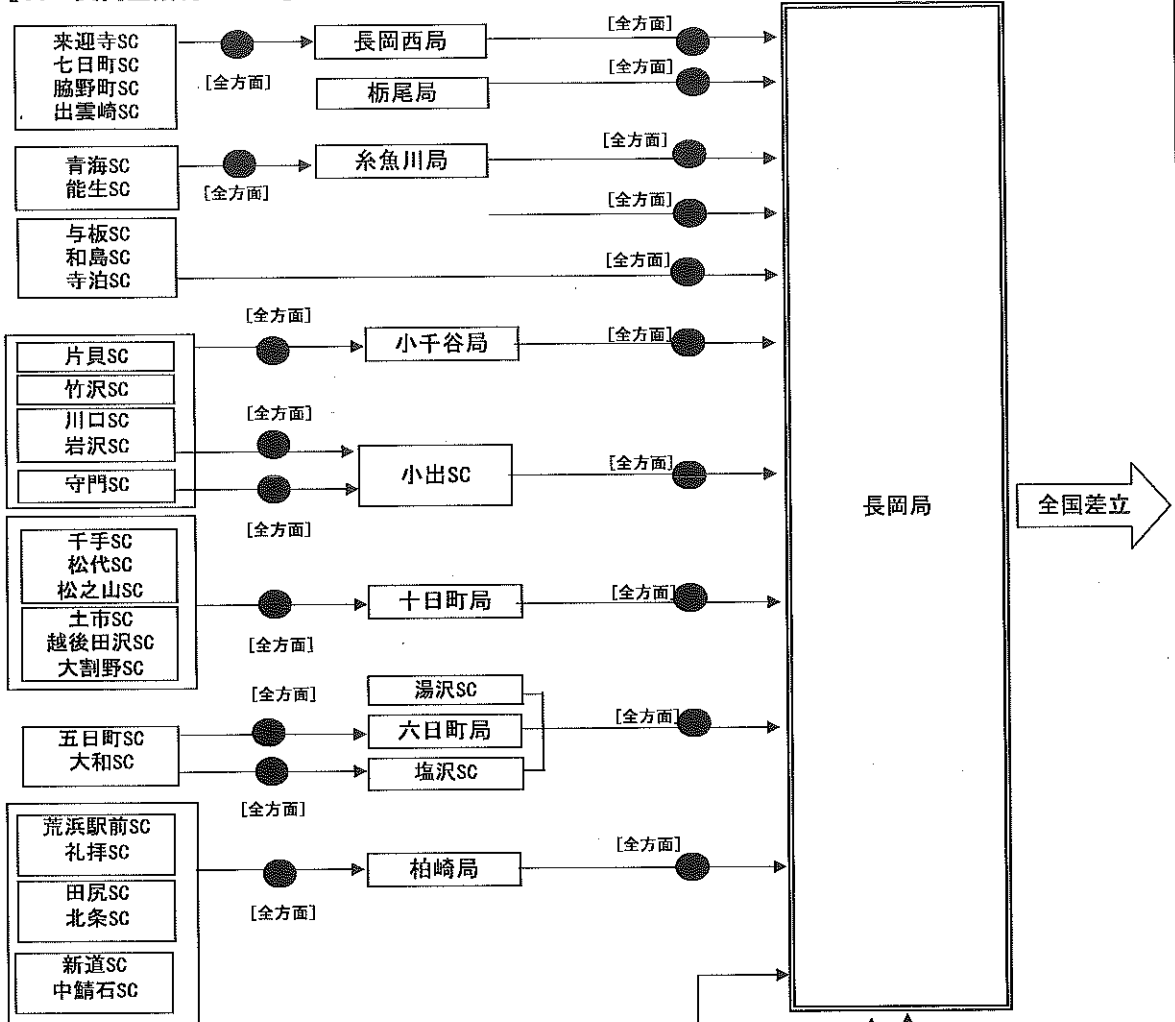
## 【重量物ゆうパック（25キロ超のコメ）の取扱】

コメ増強ダイヤ開設日から年度末までの間、当該ゆうパックを一般局から地域区分局に差立する際、上一・二号相当便には通常積載可能。

ただし、上三号相当便には積載しない。

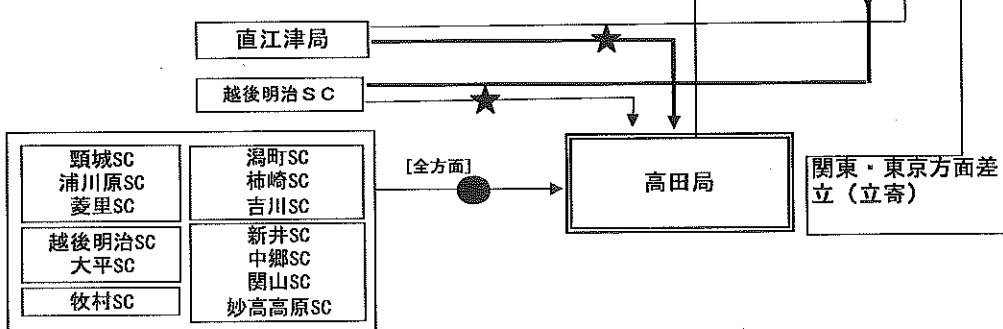
当該ゆうパックを各局（旧集配センター含む）で保管し、翌日の上一号相当便及び増強便により差立する。

### 【A：長岡全集約エリア】



### 【B：高田集約エリア】

関東・東京方面あてドライゆうパックを高田局で区分し、直行便(長岡局立寄便)により管外差立実施。



●...[全方面]   ★...関東・東京方面等   ▼...関東・東京方面等以外

## ○ 9.4 地域補助区分局等ゆうパックパレット（ドライ扱い）作成方一覧

対象局等	仕分コード	票札(紙片)	送付先	備考
高田局	29	29高崎	高崎	
	30	30新岩槻	新岩槻	
	31	31川越西	川越西	
	32	32千葉	千葉	
	33	33松戸南	松戸南	
	35	35新東京・ゆ	新東京・ゆ	
	36	36新東京・ゆ	新東京・ゆ	
	37	37東京多摩	東京多摩	
	39	39川崎東	川崎東	
	40	40横浜神奈川	横浜神奈川	
	41	41綾瀬	綾瀬	
	10-17・25-27・42-45・52-60・87-98	長岡(他地域雑A)	長岡	
	18-24・46・47・49-51・62-85	長岡(他地域雑B)	長岡	

※特殊取扱以外のゆうパックについて、本書のとおり輸送容器を作成する。

## ○ 94 地域一般局等ゆうパックパレット（ドライ扱い）作成方一覧

## 【94 地域内全局共通の取扱事項】

コメ増強ダイヤ開設日から年度末までの間、重量物ゆうパック（25キロ超のコメ）を一般局から地域区分局に差立する際、上一・二号相当便には通常積載可能。

ただし、上三号相当便には積載しない。当該ゆうパックを各局（旧集配センター含む）で保管し、翌日の上一号相当便及び増強便により差立

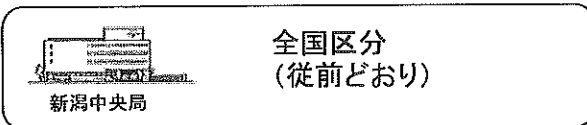
対象局等	仕分コード	票札(紙片)	送付先	備考
長岡西局	10-17・25-29・37・42-45・52-60・87-98	長岡(他地域雑A)	長岡局	
栃尾局	18-24・46・47・49-51・62-85	長岡(他地域雑B)		
糸魚川局	30-33・39-41	長岡(関東雑)		
直江津局	35	35新東京・ゆ		
小千谷局	36	36新東京・ゆ		
柏崎局				
十日町局				
六日町局				
越後明治SC	10-17・25-27・42-45・52-60・87-98	長岡(他地域雑A)	長岡局	※高田(関東雑)について、締切パレットを作成できる荷量がある場合は各方面別に作成する
	18-24・46・47・49-51・62-85	長岡(他地域雑B)	高田局	
	29-33・37-41	高田(関東雑)		
	35	35新東京・ゆ		
	36	36新東京・ゆ		
	37	37東京多摩		

※特殊取扱以外のゆうパックについて、本書のとおり輸送容器を作成する（受持集配センター分含む）。

# 95地域：H25秋期特産品ゆうパック差立オペレーション概要

## 1 差立業務の一部移管

コメゆうパック等の差立荷量増加に対応するため、新潟中央局における差立業務の一部を、新潟中央局東港分室に移管する。



全国区分  
(従前どおり)

【9月17日～  
10月31日の間】



東京/関東/南関東  
(ドライ扱いのみ)

※日曜及び祝日を除く新潟中央局東港分室

※この取扱いは「コメゆうパック」に限定する。

## 2 集約イメージ

各地域区分拠点における受持地域一般局からのゆうパック(別紙2のとおり)。

## 3 区分方法

別紙3のとおり

## 4 運送便の増強

荷量の増加に対応するため、運送便の増強を実施する  
また、「早い集荷(午前中集荷)へ向けた取り組み」及び、本社指示による「重量物ゆうパックの取扱い」に基づき、既定地域内上一便・既定回送便及び管外既定運送便を有効活用し、高額となる夜間帯の運送費削減・管外到着局における繁忙時間帯の業務緩和に取り組む。

【ポータルサイト掲載先】

信越

郵便業務情報(信越支社)

その他業務情報

注:輸送力不足への対応

常態的に既定便及び既定臨時便で輸送力が不足する場合や、大口差出予定等により突発的に荷量増加が見込まれる場合については、その情報を速やかに支社オペレーション部大口輸送担当に情報提供してください。特に大口差出情報は、「いつ、何が、どのくらい、どこの方面に」差し出されるのかを把握してください。

## 5 運送便に関する遵守事項

サービスレベル確保のため、運送便について、次の事項を遵守する。

- ☆【遅発厳禁】既定便・既定臨時便の出発時刻は必ず厳守
- ☆【追送便厳禁】突発臨時便の開設は、既定便(既定臨時便)の前送便として開設

各郵便局からの最終上便既定時刻以降に到着した運送便積載分については、地域区分拠点(新潟中央局)において管外あて結束しません(一部の延着ゆうパックのために、全体のサービスレベルを低下させることは行いません)。

注:最終上便に間に合わないゆうパックの取扱い

最終上便(定時出発)に間に合わないゆうパックについては、翌日扱いのサービスレベルになる旨、引受時にお客様へ説明した上で引受を行ってください。

また、当該ゆうパックについては、引受局等で保管し、翌日昼間帯に既定便又は臨時便で地域区分拠点へ輸送してください(当日中の輸送はしない)。

## 6 コメゆうパック取扱数等報告

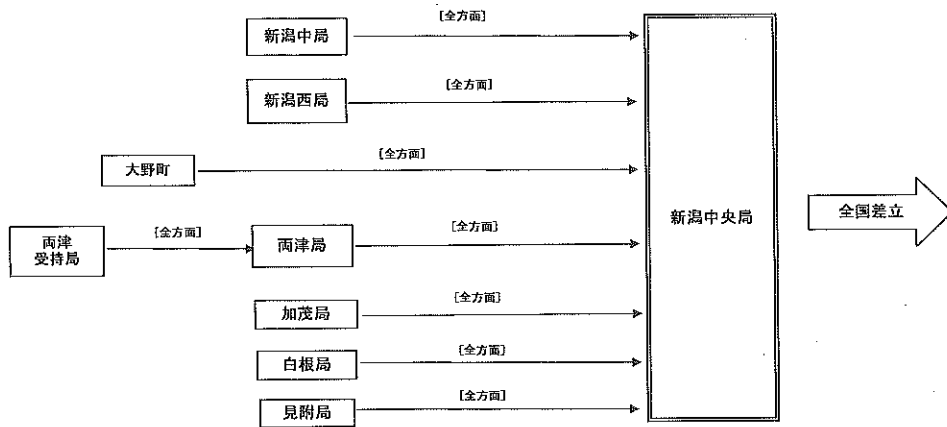
来年度の輸送計画を作成する際に使用しますので、貴局の日別ゆうパック取扱個数及び差立パレット数(集配センター等含む)を報告してください。

報告様式(例)	別紙5(日別取りまとめ票)
報告期間	9月17日(火)～11月15日(金)分(左記の期間以外も、コメの引受が続く間はとりまとめてください。)
報告期限	毎日(前日の分を翌営業日正午までに報告)
報告先	日本郵便(株)信越支社オペレーション部大口輸送担当あて
報告方法	電子メール(st2-20130401.ii@jp-post.jp)

95地域:H25秋期特産品ゆうパック差立オペレーション計画

【A：新潟中央局全集約エリア】

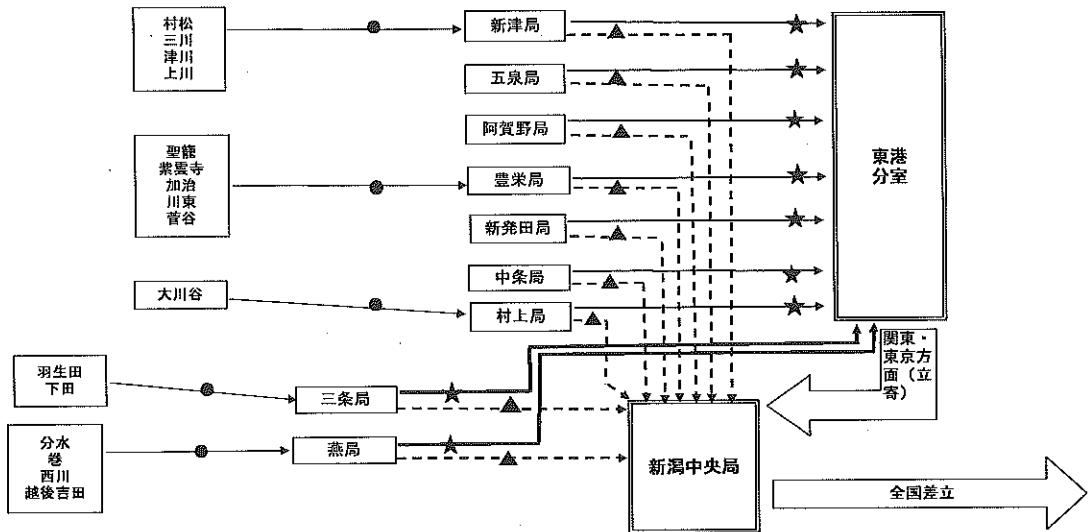
【重量物ゆうパック(25キロ超のコメ)について】  
 当日分は、上一・二号相当便に積載可能なもののみとし、上三号相当便以降のものについては各局(旧集配センター含む)で保管し、翌日の上一号相当便及び増強便により差立する。



【B：東港分室集約エリア】

関東・東京方面あて重量物ゆうパック(25キロ超のコメ)を東港分室で区分し、管外差立実施。

【重量物ゆうパック(25キロ以上のコメ)について】  
 「A区分(関東・東京方面)」  
 当日分は、東港分室で保管。翌日、管外へ差立。  
 「B区分(関東・東京方面以外)」  
 新潟中央局へ(当日分は上一・二号相当便に積載可能なもののみ。上三号相当便以降のものについては各局(旧集配センター含む)で保管し、翌日の上一号相当便及び増強便により差立。)



●...[全方面] ★...関東・東京方面等 ▲...関東・東京方面等以外

## ○ 東港分室ゆうパックパレット（ドライ扱い）作成方一覧

対象局等	仕分コード	票札(紙片)	送付先	備考
新潟東港分室	10-17・18-24・52-54	10-17・18-24・52-54新東京・ゆ（他地域雑）		
	35	35新東京・ゆ	新東京・ゆ	
	36	36新東京・ゆ		
	37	37東京多摩	東京多摩	
	29	29高崎	高崎	
	31	31川越西	川越西	
	32	32千葉	千葉	
	33	33松戸南	松戸南	
	25	25水戸	新岩槻	
	26	26土浦		
	27	27宇都宮東		
	30	30新岩槻		
	42	42甲府		
	39	39川崎東	川崎東	
	40	40横浜神奈川	横浜神奈川	
41	41綾瀬	綾瀬		

※特殊取扱以外のゆうパックについて、本書のとおり輸送容器を作成する。



## ○ 95地域一般局等ゆうパックパレット（ドライ扱い）作成方一覧

## 【95地域内全局共通の取扱事項】

## 【重量物ゆうパック(25キロ超のコメ)について】

「A区分(関東・東京方面)」

当日分は、東港分室で保管。翌日、管外へ差立。

「B区分(関東・東京方面以外)」

新潟中央局へ(当日分は上一・二号相当便に積載可能なもののみ。上三号相当便以降のものについては各局(旧集配センター含む)で保管し、翌日の上一号相当便及び増強便により差立。)

## 【期間中の土曜・日曜及び祝日除く毎日】

対象局等	仕分コード	票札(紙片)	送付先	備考
阿賀北及び分室あて指定の各局 ※両津局及び両津受持局は別指定	10-54 (30-37・47を除く)	東港分室(関東雑)	東港分室	新津、五泉、阿賀野、豊栄、新発田、中条、村上の各局と受持ちの旧センター
	35※	35新東京・ゆ		
	36※	36新東京・ゆ		
	37※	37東京多摩		
	30-37	30-37関東雑	新潟中央	
	55-98	新潟(他地域雑B)		
	47	47新潟(自地域)		

## 【期間中の土曜・日曜及び祝日除く毎日】

対象局等	仕分コード	票札(紙片)	送付先	備考
95地域の各局 ※両津局及び両津受持ち局は別指定	10-54 (30-37・47を除く)	東港分室(関東雑)	新潟中央	新津、五泉、阿賀野、豊栄、新発田、中条、村上の各局と受持ちの旧センター
	55-98	新潟(他地域雑B)		
	35※	35新東京・ゆ		
	36※	36新東京・ゆ		
	37※	37東京多摩		
	30-37	30-37関東雑		
	47	47新潟(自地域)		

対象局等	仕分コード	票札(紙片)	送付先	備考
全日、新潟中央局あて指定の各局 ※両津局及び両津受持ち局は別指定	10-54 (30-37・47を除く)	東港分室(関東雑)	新潟中央	新潟中、新潟西、加茂、白根、見附の各局と受持ちの旧センター
	55-98	新潟(他地域雑B)		
	35※	35新東京・ゆ		
	36※	36新東京・ゆ		
	37※	37東京多摩		
	30-37	30-37関東雑		
	47	47新潟(自地域)		

注1：特殊取扱以外のゆうパックについて、本書のとおり輸送容器を作成してください(受持集配センター分含む)

大口差出等により荷量がまとまる場合には、上記以外にも可能な限り2ヶタ締切パレットの作成を行ってください。

注2：30-37関東雑については、埼玉、千葉県がコメの送付先として多い地域ですので、別に区分しますので区分協力をしてください。

注3：※印の東京都(仕分コード35~37)については、2ヶタごとでは数量がまとまらない(積載率が低い)場合であっても、35~37の合納で作成。それでも